

パブリックコメント実施結果

| | |
|------------|--|
| 実施案件名 | 蟹江町空家等対策計画（案） |
| 実施期間 | 平成 30 年 5 月 14 日（月）～平成 30 年 6 月 15 日（金） |
| 実施方法 | 広報、HP |
| 意見等を提出できる方 | (1) 町の区域内に住所を有する者 (2) 町の区域内に事務所又は事業所を有するもの (3) 町の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (4) 町に対して納税義務を有するもの (5) パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの |
| 意見等の提出方法 | 持参、郵送、ファックス、電子メール |
| 実施根拠 | 蟹江町パブリックコメント手続要綱 |
| 実施結果 | 提出者 5名 |

《参考：蟹江町パブリックコメント手続要綱（抜粋）》

（意思決定に当たっての意見等の考慮）

第 8 条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見に対する実施機関[※]の考え方並びに政策等の案を修正したときは、その修正内容を公表しなければならない。ただし、蟹江町情報公開条例(平成 13 年蟹江町条例第 3 号)第 8 条に規定する非公開情報に該当するものは除く。※町長

